中央区役所仮庁舎衛生器具交換等業務

＜業務仕様書＞

令和３年度

札幌市市民文化局地域振興部

1　一般事項

（適用範囲）

第１条　この仕様書は、札幌市市民文化局地域振興部が実施する「中央区役所仮庁舎衛生器具交換等業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

２　この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議のうえ定めるものとする。

（業務の準備）

第２条　受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

（業務計画書）

第３条　受託者は、契約後速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を作成し提出すること。

（打合せ等）

第４条　業務の実施にあたっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は委託者と協議の上、その指示に従うこと。

（資料等の貸与及び返還）

第５条　受託者は、業務を行う上で必要となる資料等について、借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

２　受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

（機密の保持等）

第６条　受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

２　委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

（成果品）

第７条　全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権及びその他一切の権利は札幌市に帰属する。

２　受託者は、成果品の著作者人格権を将来にわたり行使しないこと。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得て公表を行う場合等はこの限りでない。

３　受託者は、成果品に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担を行うこと。

（環境負荷の低減）

第８条　委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

（完了届）

第９条　業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

2　業務の概要

⑴　概要

中央区役所仮庁舎のトイレ内の既設洗面器水栓の撤去・更新、水石けん入れの設置及び温水器の設置を行う。

⑵　業務対象施設名及び業務場所

業務対象施設名：中央区役所仮庁舎

業務場所：札幌市中央区大通西２丁目９番（別図参照）

⑶　履行期間

業務着手の日から令和４年１月 31 日まで

3　業務内容

本業務の内容は下記のとおり。詳細は別紙１による。

⑴　洗面器、水栓の撤去・処分

洗面器、給水栓、給湯栓及び混合水栓の撤去・処分を行う。

⑵　洗面器、水栓の交換

洗面器及び給水栓を交換する。

部材の選定にあたり、事前に本市の承諾を得ること。

⑶　水石けん入れの設置

既設の洗面器に壁付け型の水石けん入れを設置する。

⑷　電気温水器の設置

洗面器に電気温水器を設置する。なお、必要となる電気配線作業は本業務に含まれる。

⑸　書類の提出

受託者は、下記に示す書類を作成の上、本市担当職員に提出すること。

提出書類等	部数	提出期限
⑴　業務着手時 ・作業計画書 ・作業責任者及び作業者名簿 ・連絡体制表	各１	業務着手後速やかに
⑵　業務実施時 ・実施工程表	各１	作業開始 14 日前まで
⑶　業務完了時 ・業務完了届 ・業務報告書及び写真（紙及びＤＶＤ－Ｒ等）	各１	業務完了後速やかに

4　特記事項

本業務の履行にあたり、下記事項を遵守すること。

⑴　作業条件

・作業時間は平日９：００～１７：００を基本とすること。

・西棟４階及び５階部分の作業は、原則、令和３年 12 月 17 日までに完了すること。

・東棟４階部分の作業は、原則、令和３年 12 月 24 日までに完了すること。

・その他の部分の作業は、原則、令和４年１月７日までに完了すること。

・本仕様書に定める履行期間中においては、本市が別途委託している業務の作業もあることから、履行スケジュールについて、委託者と十分に協議すること。

⑵　法令遵守

本業務の履行にあたっては、各種関係法令を確認・遵守するとともに、工程管理等を正確に行うこと。

⑶　調査等について

業務遂行にあたり現地調査等を行う際は、業務に支障をきたさぬ様、委託者と協議の上、計画的に行い、作業中の安全管理、養生、整理整頓および清掃を徹底すること。

また、履行場所で勤務する職員や周辺事業者に十分配慮すること。

⑷　物品等の調達について

業務に必要な雑材・消耗品等は、特記されているものを除き、すべて受託者が調達するものとする。

⑸　自動車利用（打合せ時・調査員輸送等を含む）

走行ルートの短縮や共同運行など、環境に配慮した自動車利用を心掛けること。

⑹　エコドライブの推進

アイドリングストップや暖機運転の短縮など、エコドライブの推進に取り組むこと。

⑺　協議事項

その他、本業務の仕様にない不明点や疑義が生じた場合は、委託者、受託者双方の協議によって処理する。

別図

案内図　1／ 6000

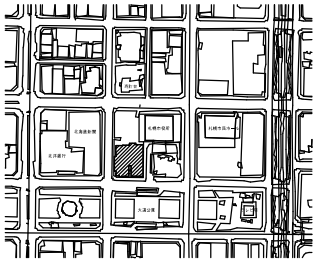

特記事項

1．案内図の出典は下記による

国土地理院ウェブサイト

URL：(http://www.gsi.go.jp/kikakuchousei/kikakuchousei40182.html)

※「基盤地図情報データ」（国土地理院）（上記URL）をもとに作成

工事場所住所

北海道札幌市中央区大通西２丁目９番

配置図　1／ 300

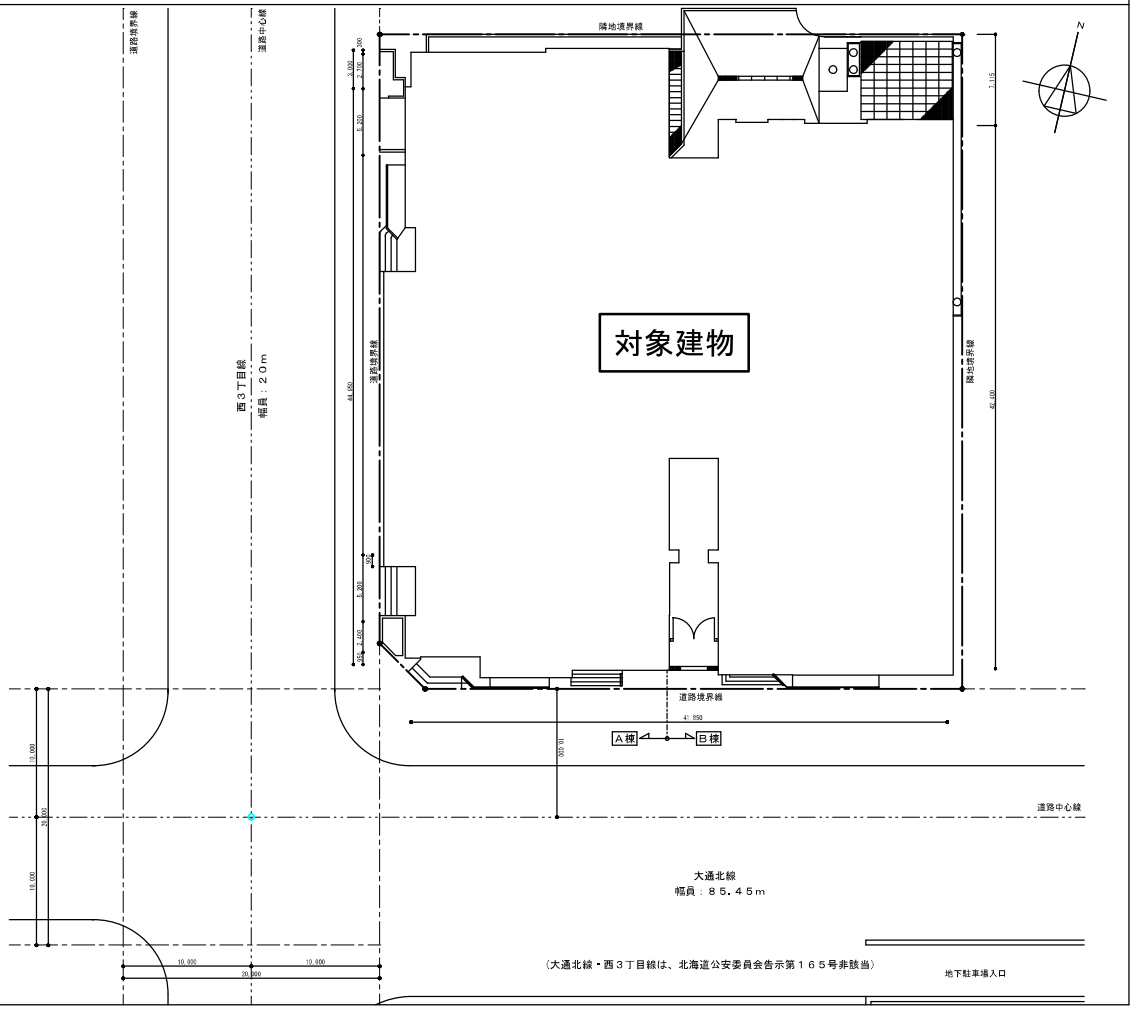

案内図・配置図

洗面器２か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新

洗面器１か所
・水石けん入れ設置

洗面器２か所
・水石けん入れ設置

洗面器２か所
・水石けん入れ設置

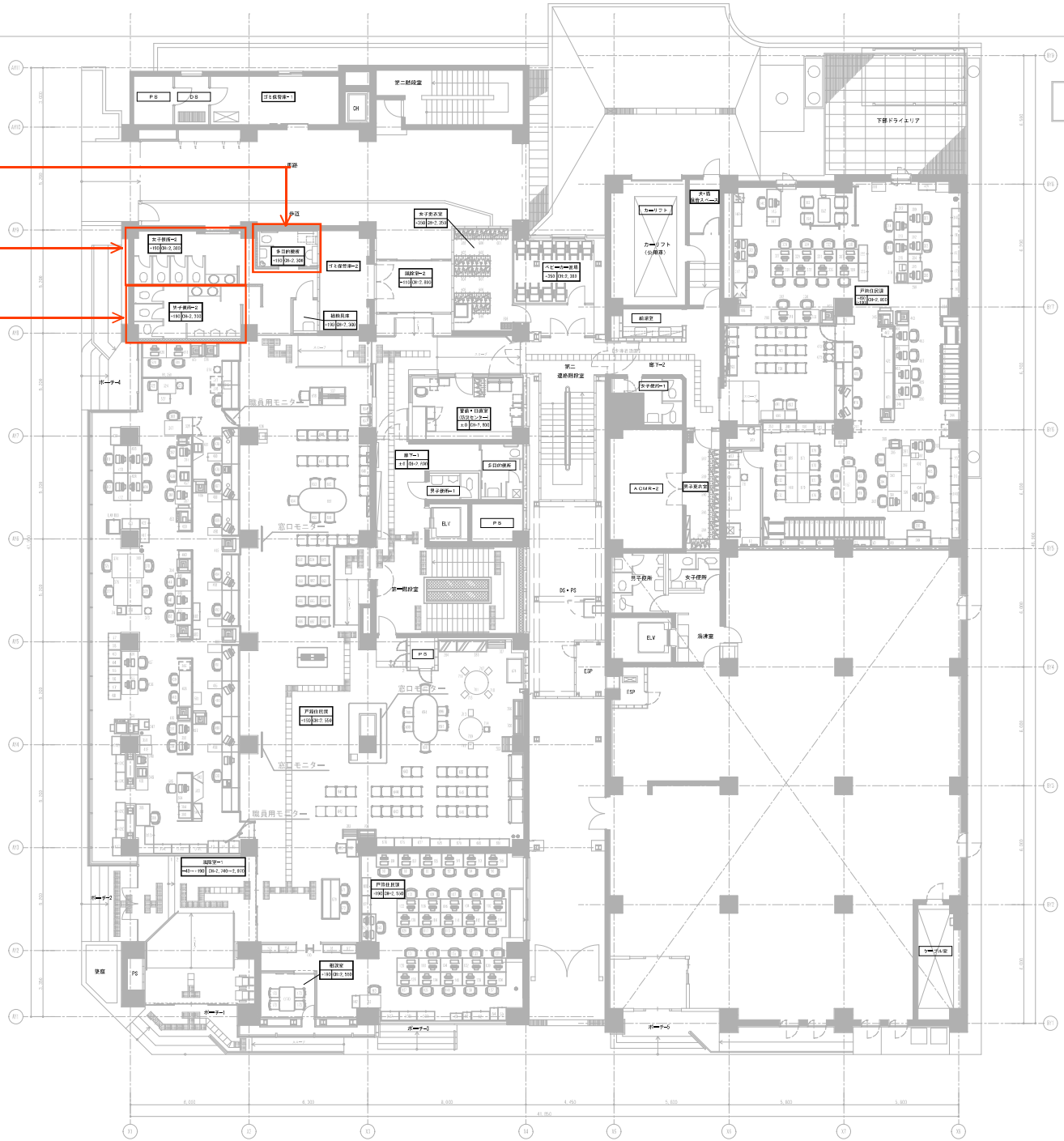

大通西２丁目ビル－２Ｆ

洗面器２か所
・水石けん入れ設置

洗面器４か所
・混合水栓撤去
・給水栓更新

洗面器２か所
・混合水栓撤去
・給水栓更新

洗面器１か所
・水石けん入れ設置

洗面器３か所
・水石けん入れ設置

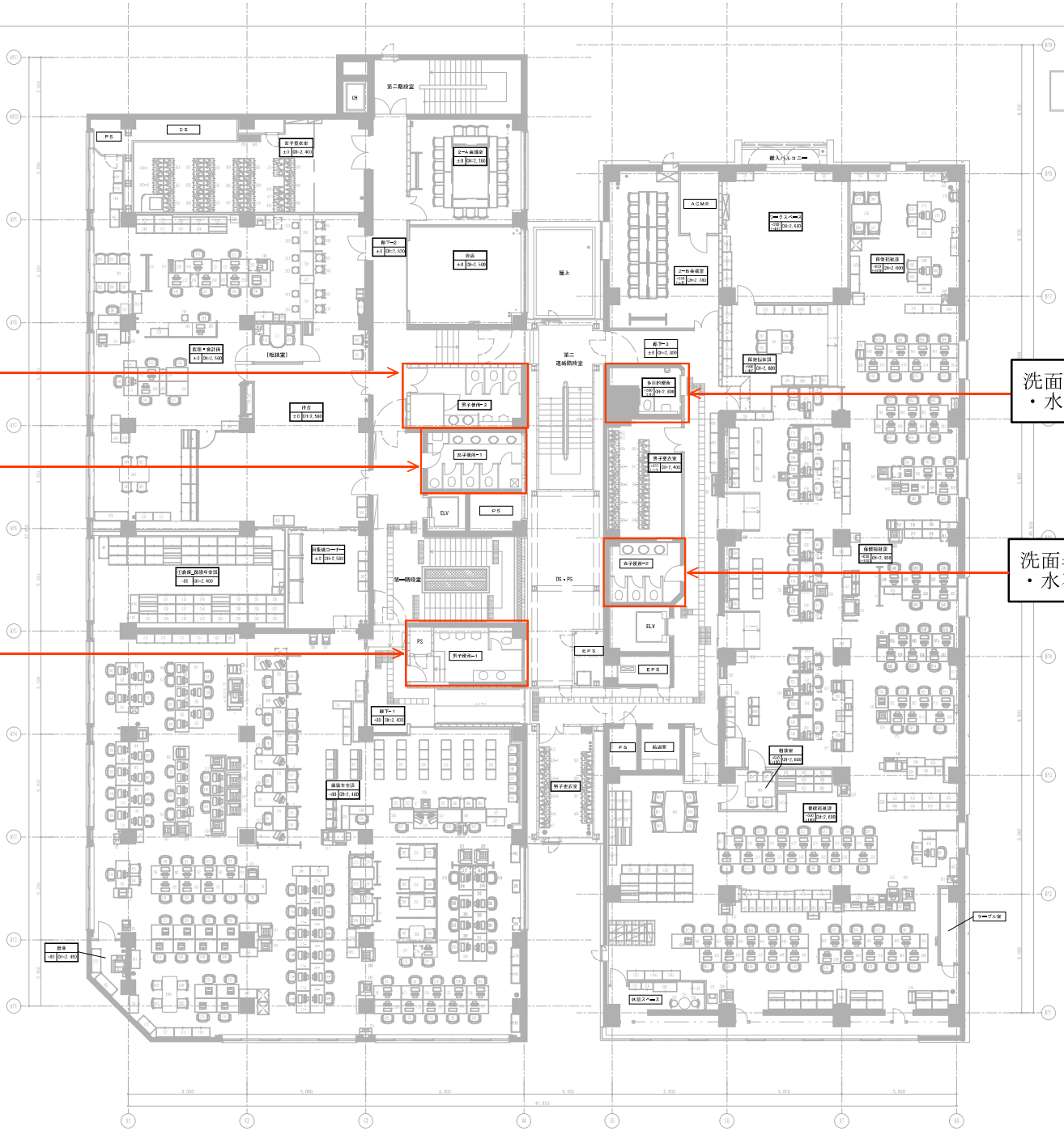

大通西２丁目ビル－３Ｆ

洗面器１か所
・水石けん入れ設置

洗面器２か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新
・温水器設置

洗面器３か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新
・温水器設置（2か所のみ）

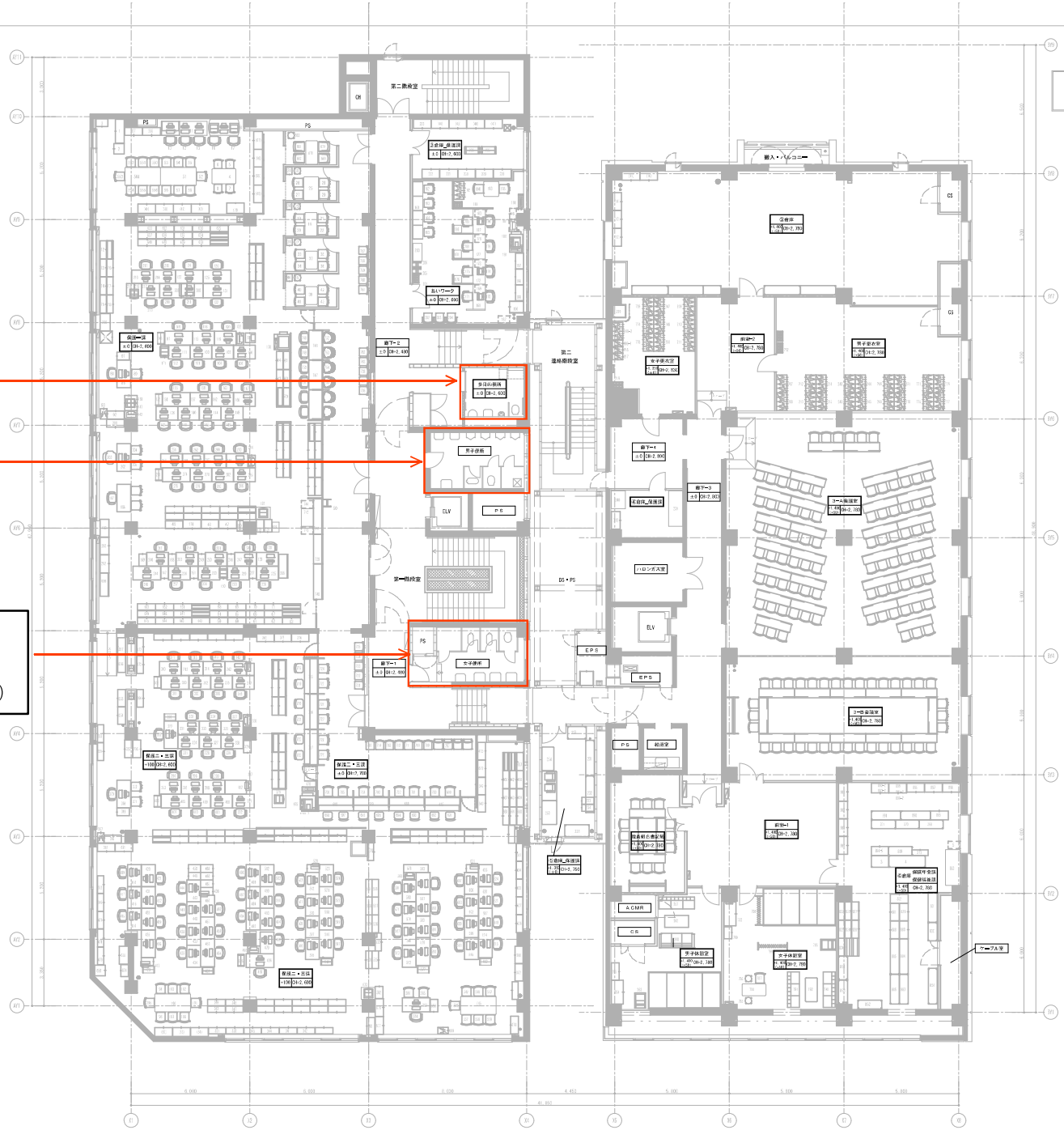

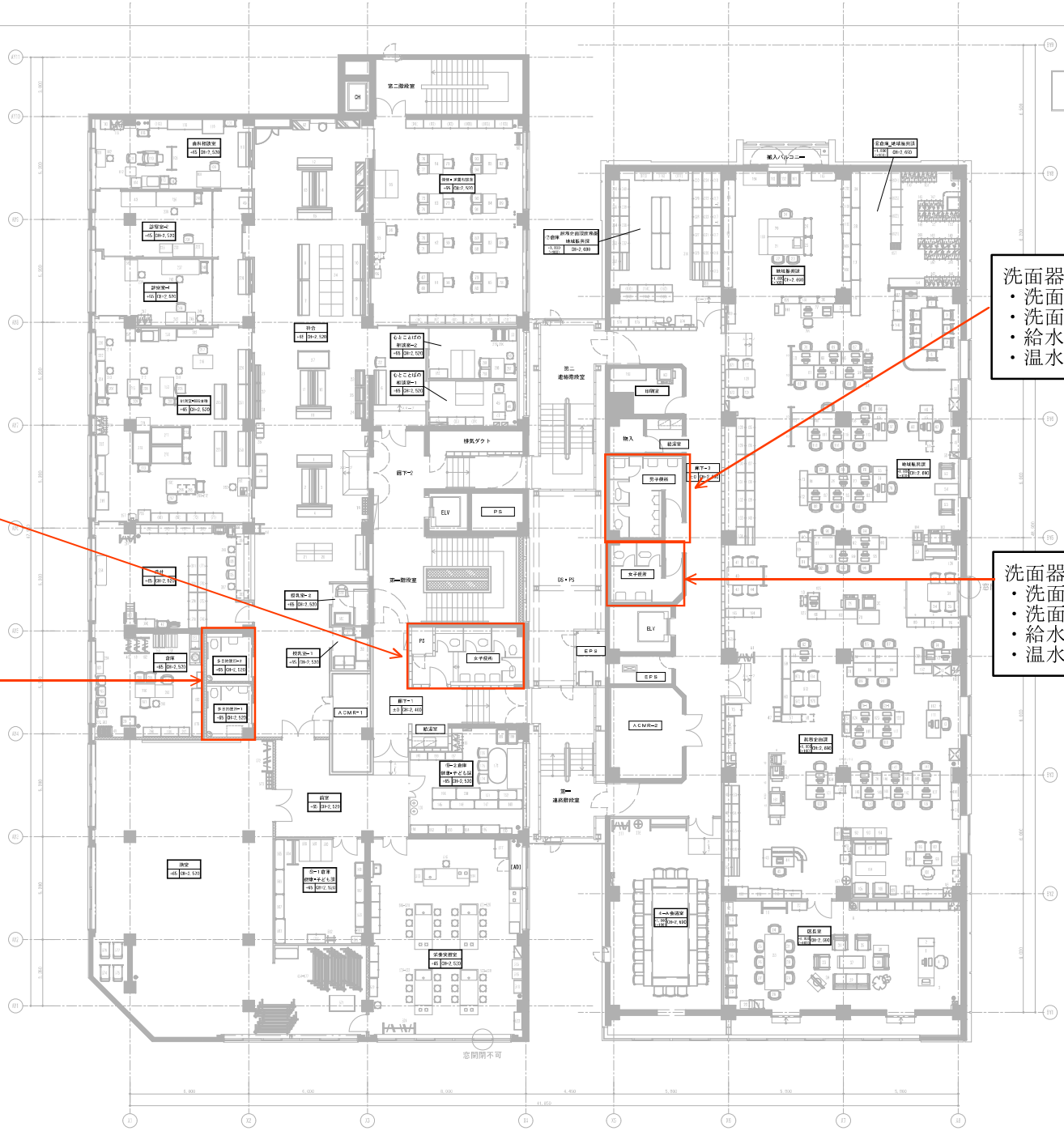
大通西２丁目ビル－４Ｆ
洗面器２か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新
洗面器２か所
・水石けん入れ設置
洗面器２か所
・洗面器撤去、給水栓、給湯栓撤去
・洗面器更新
・給水栓更新
・温水器設置
洗面器２か所
・洗面器撤去、給水栓、給湯栓撤去
・洗面器更新
・給水栓更新
・温水器設置

大通西２丁目ビル－５Ｆ

洗面器３か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新
・温水器設置（2か所のみ）

洗面器２か所
・給水栓、給湯栓撤去
・給水栓更新
・温水器設置

洗面器１か所
・水石けん入れ設置

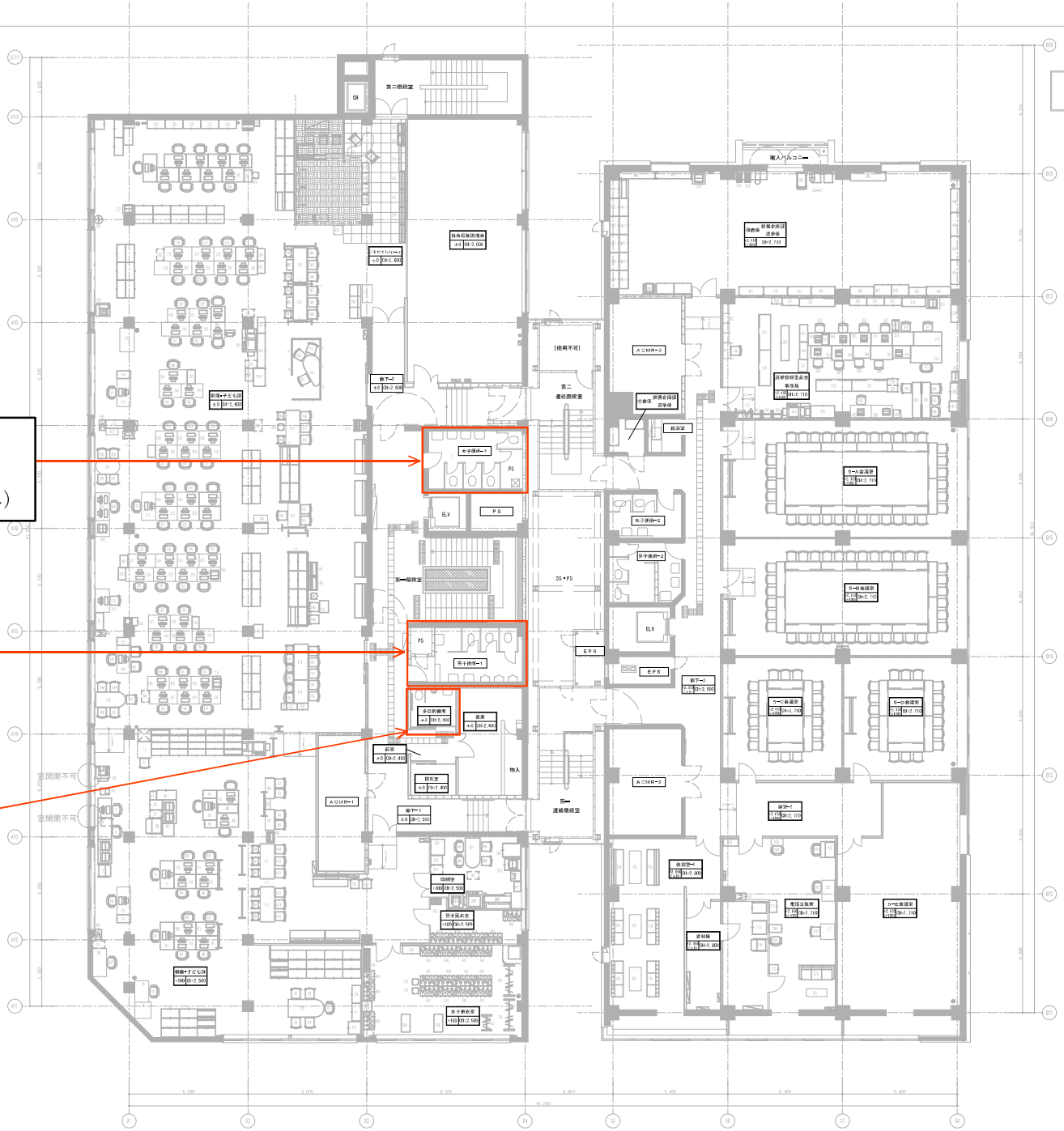

電気配線参考図

【3F平面図】

＜西棟＞
＜東棟＞
CH
第二階段室
放射相談室
診察室-2
診察室-1
健康・栄養相談室
計測室・BCG接種
待合
廊下-2
ELV
PS
受付
多目的便所-2
多目的便所-1
ACMR-1
女子便所-1
廊下-1
DS・PS
EPS
第二連絡階段室
第一連絡階段室
ACMR-2
4-A会議室
地域振興課
地域振興課
区長室
AZ4-3
AZ4-2

【4F平面図】

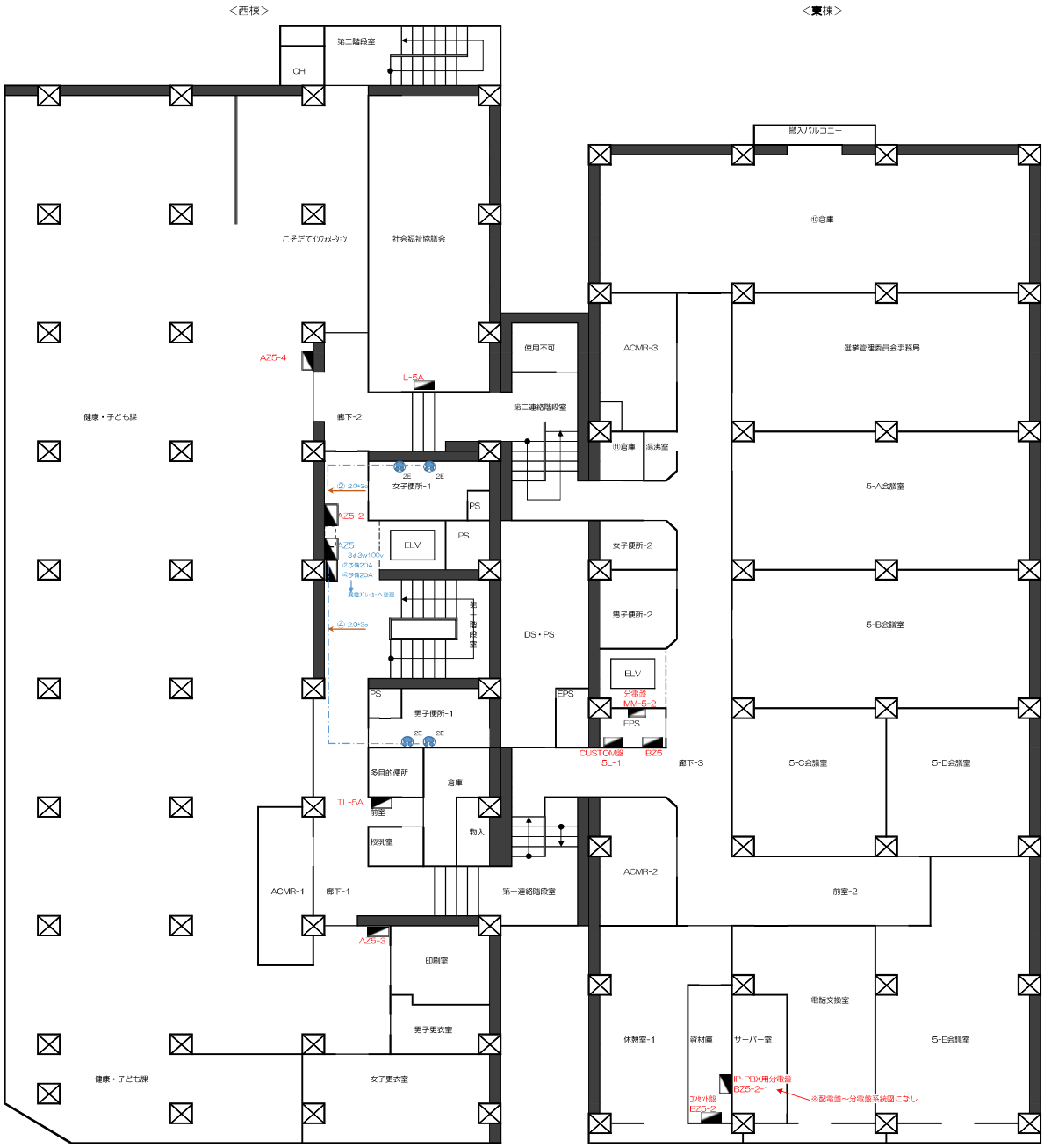
＜西棟＞
＜東棟＞
第二階段室
CH
こそだてリフォーション
社会福祉協議会
健康・子ども課
AZ5-4
L-5A
廊下-2
使用不可
第二連絡階段室
女子便所-1
PS
ELV
AZ5-2
AZ5
DS・PS
男子便所-1
多目的便所
倉庫
TL-5A
前室
授乳室
物入
第一連絡階段室
ACMR-1
廊下-1
AZ5-3
印刷室
男子更衣室
女子更衣室
EPS
ACMR-3
⑪倉庫
温湯室
女子便所-2
男子便所-2
分電盤
MM-5-2
CUSTOM盤
5L-1
BZ5
廊下-3
ACMR-2
休憩室-1
資材庫
サーバー室
電話交換室
IP-PBX用分電盤
BZ5-2-1
コンセント盤
BZ5-2
※配電盤～分電盤系統図になし
搬入バルコニー
⑯倉庫
選挙管理委員会事務局
5-A会議室
5-B会議室
5-C会議室
5-D会議室
5-E会議室
前室-2

【5F平面図】

作業内容：
・既存洗面器の撤去・更新
・既存水栓の撤去
・給水栓の更新
・電気温水器の設置（必要な電気配線作業も本業務に含む）
・水石けん入れの設置
・撤去した器具等の処分

衛生器具数量表

	設置階	設置場所	既設洗面器型番	既設洗面器台数	混合水栓撤去	給水栓・給湯栓撤去	給水栓更新	手洗器撤去・更新	温水器設置	水石けん入れ設置	備考
西棟	5階	男子便所-1	TOTO：L220	2		4	2		2		更新後の衛生器具（参考型番）は以下のとおり。設置に必要となる付属品の調達も本業務に含む。 ・洗面器：L210C ・シングルレバー立水栓：TLS01101J ・温水器：REWF03B1SM ・水石けん入れ：TS125R
	5階	女子便所-1	TOTO：L220	3		6	3		2		
	4階	女子便所	TOTO：L220	2		4	2				
	3階	男子便所	TOTO：L220	2		4	2		2		
	3階	女子便所	TOTO：L220	3		6	3		2		
	2階	男子便所-1	TOTO：L507	2	2		2				
	2階	女子便所-1	TOTO：L507	4	4		4				
	地下1階	男子便所	TOTO：L220R	2		4	2				
東棟	4階	男子便所	TOTO：L230R	2		4	2	2	2		
	4階	女子便所	TOTO：L230R	2		4	2	2	2		
西棟	5階	多目的便所	TOTO：L103A	1						1	
	4階	多目的便所-1、-2	TOTO：L103A	2						2	
	3階	多目的便所	TOTO：L103A	1						1	
	2階	男子便所-2	TOTO：L530	2						2	
	1階	多目的便所	TOTO：L103A	1						1	
	1階	男子便所-2	TOTO：L530	2						2	
	1階	女子便所-2	TOTO：L530	2						2	
東棟	2階	多目的便所	TOTO：L103A	1						1	
	2階	女子便所-2	TOTO：L530	3						3	
				合計	6	36	24	4	12	15	